

【国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚 認定申請募集スタートします!!】

国産純粋種豚改良協議会では、協議会会員の生産している種豚を使って生産された豚肉について、国産純粋種豚改良協議会認定銘柄豚として認定を行っていくことになりました。

認定を行うには認定基準がございます。別添を御確認下さい。

また認定に対する詳しい内容・規則・申請書式などについては国産純粋種豚改良協議会事務局・担当 湯浅まで御問合せ下さい。



商標登録出願第 2021-097375 号 ロゴマークの無断使用禁止します。

別添

※認定のランク分けについて

消費者に国内で生産されている純粋種豚を利用している肉豚であることを証明するために、血統登録の有無を条件とします。

区分	表示	血統登録 (種豚登録及び子豚登記)	登録割合
Aランク	★★★	両親ともに登録済み	100%
Bランク	★★	片親が登録済み	50%
Cランク	★	父方、母方いずれかの祖父または祖母が登録済み	25%

・Aランク

両親ともに登録済み。例)三元交雑種(LWD)の場合、止め雄Dが登録済みで、F1母豚(LW)が登録済み(F1登記)、または両親(L・W)が登録済み。

・Bランク

片親が登録済み。

・Cランク

父方、母方いずれかの祖父または祖母が登録済み。例)三元交雑種(LWD)の場合、止め雄Dの片親が登録済み、または、F1母豚(LW)の片親(L・W)が登録済み。